

2025向け
那覇本校公務員講座
生クラス

憲 法

板書⑩

P335 (4) ① 租税の意味 (固有の意味の租税)

→ 租税 = 〇〇税 という名称のついているもの

ex 市民税

自動車税

消費税



強制的・無償というのが特質

強制的 = 私うか私めではないかの選択の余地
がないということ

私めめから強制的に取り立て
られる

無償 = 租税の徴収と引換えに直接に何ら
かの利益・サービスを受けるもので
はないということ

※ 税は、国家・地方公共団体の
財源となり、多くはこれにお
国民は様々な利益・サービスを
享受することとなる

しかし、徴収・納付のその段階
で直接に利益・サービスを受
けるものではない

よって無償となる

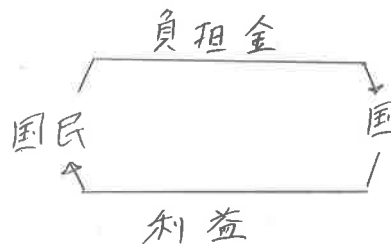
テープコード

--	--	--

P335 (4) ② 負担金 (道路負担金、河川負担金など)、手数料 (試験手数料など) なども「租税」に含まれるか?

→ 負担金 = 修繕・整備のために利用者・受益者が負担するもの

道路負担金 = $\frac{\text{道路を整備してもらう引換への負担}}{\text{利益}}$



一方的に金銭を徴収される場合は無償であるか、引換への利益がある場合は無償ではない



負担金は引換への利益があるから租税の特質である「無償」を欠き租税そのものではない

テーブルコード

--	--	--

→ 国家資格の試験の手数料（受験料等）

試験の手数料 = 受験することによって、合格すると資格を取得できるという引換えの利益がある



試験の手数料は引換えの利益があるから租税の特質である「無償」を欠き租税そのものではない

※ 以上のように負担金や国家資格の試験の手数料は租税そのものではない



では全く自由に決めていいのかというと、強制的な場合においては租税に類似するものとして日本の租税法主義の趣旨（＝国民の代表機関である国会の同意により決定に民主的コントロールを及ぼす）が及び、したがって法律により決定しなければならないものもあると考えていく

テーブルコード

--	--	--

cf. 「租税」にあたるもの

「国公立病院の受診料」

→他に私立病院という選択の余地があるのに自分の意思で国公立病院を選択

「国公立大学の授業料」

→他に私立大学という選択の余地があるのに自分の意思で国公立大学を選択



選択の余地があるのに自らの意思で選んで支払った

||

任意的



またそれぞれ「診察」、「受講」という引換への利益も受けているから「無償」ともいえない

よって

租税にあたるもの

テープコード

--	--	--

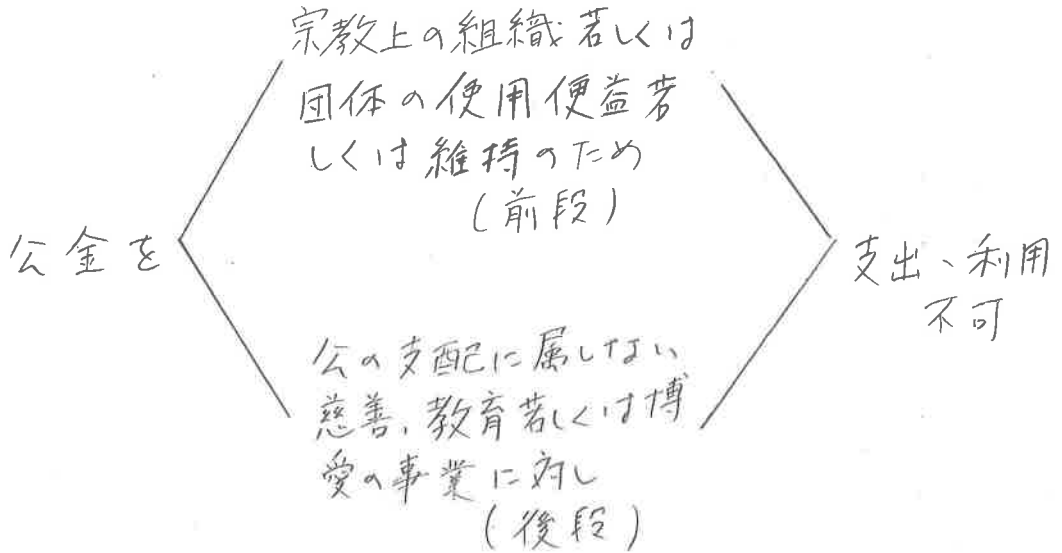
↓
したがって 租税法律主義は適用され
ず、これらは必ずしも法律で定めなく
てもよいこととなる

テーブルコード

--	--	--

p339 ③ 公金支出の禁止

89条



※ 前段 = 政教分離原則を
財政面から保障

テーブルコード

--	--	--

P339 (3) 慈善・教育・博愛事業への支出について

① 89条後段の趣旨

(a) 自主性確保説

「公の支配に属しない慈善・教育・博愛事業」



公の支配に属しているから、これらの事業には自主性があるはず



しかし、国がこれらの事業に公金を支出すると国が様々な干渉をするおそれがある（「金を出すと口を出す」）

すなわち、公金の支出により自主性が害されるおそれがある



よって公の支配に属しない慈善・教育・博愛事業の自主性を確保するため公金の支出を禁止・制限

テープコード

--	--	--

(b) 公費 濫用防止説

「公の支配に属する、慈善・教育・博愛事業に公金を支出すると、公の支配に属して、いから、便途を遑及・監督できなくなるおそれがあり、公費がムダに使われるおそれがある



そこで公費の濫用防止のため 公金の支出を禁止・制限

テーブルコード

--	--	--

P339 ② 「公の支配」の意味

<自主性確保説>

ある事業が公の支配に属していない

||

その事業は自主性あり

↓

逆に言うと

「公の支配に属している」

||

自主性なし

↓

以上から

「公の支配」とは自主性を欠かせようとする
強い支配のことをいう

||

その事業の根本的なる方向に重大な影響を
及ぼすぐらゐの強い支配(厳格説)

ex その事業の人事・予算・執行等を
コントロールするよう支配

テープコード

--	--	--

<公費濫用防止説>

ある事業が公の支配に属している

||

公の支配に属しているから支出すると
濫用すなりちムダ使いのおそれがある



逆に言うと

公の支配に属している場合は、濫用、ムダ使い
のおそれはない



以上から

「公の支配」とは お金のムダ使いをチェック
できる程度の監督で足りる
その程強くなくてもよい (緩和説)

テープコード

--	--	--

★

89条後段の趣旨

「公の支配」の意義

自主性確保説



厳格説

公費濫用防止説



緩和説

※ただし論理必然ではない

テーブルコード

--	--	--

P341 ② 予算の法的性格

(1) 予算行政説 (予算承認説)

予算の作成は条約の締結のような内閣の行政としての行為

予算に対する国会の承認も条約に対する承認みたいなもの

→ 予算の法規範性否定

||

予算に法的ルールとしての意味を認めない

(2) 予算法律説

予算は「〇〇法」という名称はついていないが法律みたいなもの

民法、刑法と同じようなもの、いわば「予算法」ともいえるもの

→ 予算の法規範性肯定

||

予算に法的ルールとしての意味を認める

テープコード

--	--	--

(3) 予算法形式説 (通説)

予算は法律そのものではないが、法律
に似たようなもの

→ 予算の法規範性肯定

||
予算に法的ルールとしての意味を
認める

cf. 以上の説の対立は

「予算と法律の不一致が生じれば」という
問題に影響する

テープコード

--	--	--

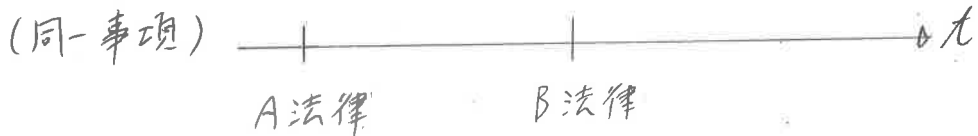
P343 (2) 予算と法律の不一致

☆ 予算法律説に立つと予算と法律の不一致 = < 違いが理論的に生じない
それ以外の説では生じる

→ 法律については「後法は前法に優先する」というルールがある

||

時間的に後でできた法律が優先する



→ B 法律が優先する



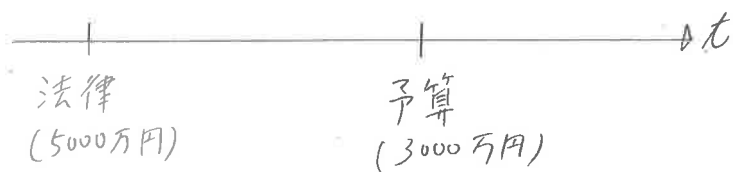
→ C 法律が優先する

テープコード

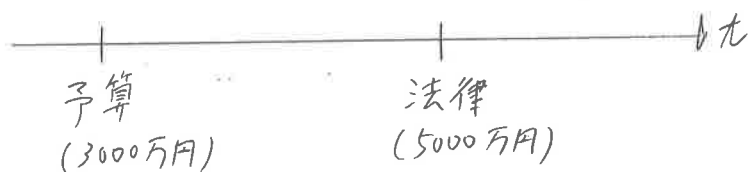
--	--	--

予算法律説は 予算=法律と考えるから
上記のルールが当てはまる

ex ある法律が 5000万円 支出としていた
これに対し
予算は 3000万円支出としていた



→ 予算が優先



→ 法律が優先

以上のように優劣を判断できるから理論的には
不一致=くい違いは生じない
これについて 予算行政説・予算法形式説では
優劣の判断がつかず不一致=くい違が生じる

テープコード

--	--	--

P346 ② 地方自治の法的性質

- (1) 固有权説 = 地方公共団体は国家以前に存在が認められるべきもので、まず、地方公共団体があり、その集まりが国であるという発想。地方公共団体が有する自治権は国家の権力(統治権)とは無関係とする
- (2) 承認説 = まず国家があり、国家が地方公共団体を作り、権限を付与する
(伝来説) 国家の権力(統治権)があって地方公共団体の自治権はそれに由来すると考えていく
- (3) 制度的保障説 = 上記の(1)(2)説のように国家が先か地方公共団体が先かというアプローチや地方公共団体の有する自治権の性質は何かというアプローチはとらない
中央の政治に対して地方自治という制

テープコード

--	--	--

度が歴史的に生成・発展して
きたものと考えていく

テーブルコード

--	--	--

p349 □ 憲法上の地方公共団体

→ 憲法は条文で「地方公共団体」という言葉を使うが、その定義付けを(していない)



そこでどういう団体が地方公共団体にあたるかが問題となるが、憲法上の「地方公共団体」と地方自治法上の「地方公共団体」が異なると考えられる

テーブルコード

--	--	--

p349 ① (2) ② 特別地方公共団体

地方公共団体の組合 = 一定の事柄を処理するために
複数の地方公共団体で作られる組合

- ex ・ ゴミ処理組合
・ 消防組合
・ 地区開発組合

財産区 = 市町村や特別区が当該一部の
地区に財産(山林、用水池、宅
地等)を有し、また公の施設等
を設置している場合、これらの管理、
処分を行う権限を有する特別
地方公共団体

→ 全国に4000程度存在
大阪府と兵庫県に多い
総面積は四国を上回る

テープコード

--	--	--

P350 (4) 特別区の長の公選制廃止の合憲性

93条2項 = 地方公共団体の長は住民が直接
 これを選挙する
 (公選制)



よ7

憲法上の地方公共団体の長の公選制を
 廃止すると93条2項に違反する = 違憲と
 なる



憲法上の地方公共団体 = 都道府県、市
 町村

したがって

都道府県知事・市町村長の公選制を
 廃止すると違憲

これに対し

特別区 = 憲法上の地方公共団体
 ではない

したがって

特別区の長である区長の公選制

テープコード

--	--	--

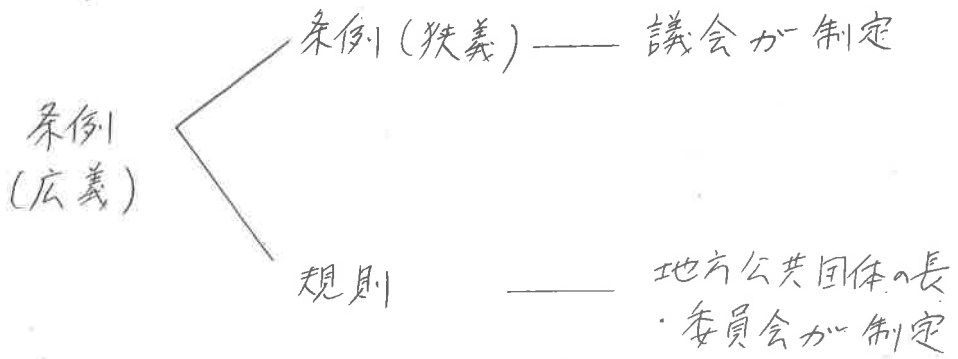
を廃止しても違憲といわれない

④、実際には公選制が採られて
いるので区民が区長を選挙
で選んでいる

テーブルコード

--	--	--

p352 ② (1) 条例の意味



テープコード

--	--	--

p353 ② 法律留保事項

法律の委任 = 憲法上は法律で定めることが規定されており、よって法律で定めなければならず、法律である場合には、法律が自分で定めず、条文で「～については条例で定めると条例に任せるような場合のこと

具体的委任 = 限界、範囲、できる事、できない事をしっかり明らかにして法律が委任する場合

vs

包括委任 = 限界、範囲、できる事、できない事を明らかにして委任する場合
いわゆる丸投げ

テープコード

--	--	--

P354 ③ (a) 問題の所在

憲法は「法律の範囲内で」条例を作ることか
でできるとしている



これを受けて地方自治法という法律は「法令
に違反しない限りで」条例を制定できると規定



よって法令に違反する条例は制定することができ
ないことになる



そこで法令より厳しい基準を設けた条例(=
「上乗せ条例」という)や法令が規制していない
事項を規制する条例(=「横出し条例」という)
は法令に違反しないか問題となる

㊦ 「上乗せ条例」

ex 大気汚染防止法が例之は50ppmの
ばい煙を排出してはならないと規定
しているから、大気汚染が深刻な地
方自治体が条例でさらに厳しい基準

テープコード

--	--	--

で規制する場合の条例

「横出し条例」

EX 法律で規定している車の保管場所を定めることに加えて自転車についても保管場所を届け出て許可を受けることが必要とする条例

テープコード

--	--	--

